

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企振興)
- 県有地の売払いに関する入札公告(管財課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更(みどり再生推進室)
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更()
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業支援課)
- 大越八ツ田土地改良区の役員退任届(加須農林)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 家畜伝染病予防法に基づく報告徴求に関する告示の一部改正(畜産安全課)
- 県道飯能寄居線の区域の変更

- 一般国道二百五十四号の供用の開始(東松山県土)
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定()
- 県道上笹塚谷口線の区域の変更(越谷県土)
- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更()
- 県道松戸草加線の区域の変更()
- 県道三郷幸手自転車道線の供用の開始()
- 県道幸手久喜線の供用の開始(杉戸県土)
- 開発行為に関する工事の完了公告()
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 選挙管理委員会の招集(選管委)

埼玉県告示第六十三号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiyamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日
 埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日
 平成二十年十二月二十五日

告示

二 特定非営利活動法人の名称
 (変更前) 特定非営利活動法人川越奥武蔵観光情報学研究会
 (変更後) NPO法人武蔵観研

三 代表者の氏名
 桑原 政則

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県川越市新富町一丁目九一

五 定款に記載された目的
 (変更前) 本会は、観光と情報活用の視点から実用研究・学術研究を行い、観光情報学の確立・発展を図るとともに、川越奥武蔵観光産業の発展とそのための研究に寄与することを目的とする。

(変更後) 本会は、観光と情報活用の視点から実用研究・学術研究を行い、観光情報学の確立・発展を図るとともに、観光産業の発展とそのための研究に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六十四号
 次のとおり一般競争入札に付する。
 平成二十一年一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容
 イ 件名

土地建物の売払い
物件の表示
物件番号 七十二

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
上尾市中分一丁目十九番十	宅地	一〇五・〇三
上尾市中分一丁目十九番十一	宅地	一二五・四九

建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
上尾市中分一丁目十九番地十	居宅	八〇・二八
上尾市中分一丁目十九番地十一	居宅	七七・三九

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加の申し込み場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県庁 本庁舎三階南西 埼玉県総務部管財課公有財産担当 清水、牧
電話〇四八―八三〇―二五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十一年二月十日(火)から同月十七日(火)(土、日曜日及び祝日を除く)までの午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除く。)の間に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

平成二十一年二月二十日(金) 午前十時三十分から

締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

衛生会館三階三〇五会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

埼玉県知事 上田 清 司

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年一月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人元氣工房
- 三 代表者の氏名
浅輪田鶴子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市中央区八王子四丁目一番二〇号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人達が、各個人の能力や特性に応じて地域の中で当たり前暮らし続けていくための様々な支援を行い、その人達がより理解され安心して生活していける環境を築くことに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六十六号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六十七号

吉川市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県知事 上田清司

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大越八ツ田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年一月十六日

職名	氏名	住	所
理事	齋藤 茂	加須市大字大越一三九五番地	

埼玉県告示第七十号

測量計画機関の長である行田市長工藤正司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関 行田市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業地域 行田市全域
- 四 作業期間 平成二十一年二月二十二日から平成二十一年二月二十七日まで

埼玉県告示第七十一号

測量計画機関の長である越谷市長板川文夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関 越谷市
- 二 作業種類 公共測量(都市計画基本図作成のための航空写真撮影)
- 三 作業地域 越谷市全域
- 四 作業期間 平成二十一年十二月二十五日から平成二十一年三月十九日まで

埼玉県告示第六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 所沢第二オフィスビル内店舗
- 二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 西武鉄道株式会社 代表取締役社長 後藤 高志
東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号
- 三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日 平成二十一年十二月三十一日

埼玉県告示第六十九号

埼玉県中央家畜保健衛生所長
 埼玉県川越家畜保健衛生所長告示第一号
 埼玉県熊谷家畜保健衛生所長

埼玉県中央家畜保健衛生所長
 平成十七年埼玉県川越家畜保健衛生所長告示第二号(家畜伝染病予防法に基づき
 埼玉県熊谷家畜保健衛生所長
 報告徴求に関する告示)の一部を次のように改正する。

なお、改正後の第二号の規定は、平成二十一年二月分の報告から適用する。
 平成二十一年一月十六日
 埼玉県中央家畜保健衛生所長 水島 健雄
 埼玉県川越家畜保健衛生所長 北野 俊明
 埼玉県熊谷家畜保健衛生所長 漆畑 憲二
 第二号中「うずら」の下に「きじ、だちょう、ほろほろ鳥」を、「百羽」の下
 に「(だちょうにあつては十羽)」を加える。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の
 区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年一月十六日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環
 境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井 清司
 一 道路の種類 県道
 二 路線名 飯能寄居線
 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	比企郡ときがわ町大字桃木字深町一〇番一地先から同郡同町 大字田中字螺向三〇〇番一地先まで		九・五〇 一六・〇〇	三四〇・〇〇	交通安全施設歩道整備工事。 一部区間を県道大野東松山線と重用。
新			一一・〇〇 三七・〇〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ
 うに道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年一月十六日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年一月十六日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井 清司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
一般国道二五四号	比企郡小川町大字小川字上町一三八番一地先から同郡同町大 字大塚字上宿一三五番一地先まで	平成二十一年一月十六日	交差点整備工事(小川農協前交差点)。 平成十八年六月二日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示 第百五号で変更した区域の供用開始である。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十一年一月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第三号	平成二十年十二月二十六日	比企郡ときがわ町大字玉川字坂上三〇九番の四の一部、三〇九番の六及び三二六番の六	四・二〇	二四・八八	埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川四七七九番の一 有限会社松本建設 代表取締役 松本正一

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉一夫

その関係図面は、平成二十一年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
 境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路線名 上笹塚谷口線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備	考
新	三郷市谷口字根通四二〇番四地先から同市谷口字関外二〇七番地先まで		九・七五	一三二八〇・〇〇	県道改良工事	
旧			一一・一〇			
			一〇・五〇			
			一五・五〇			

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉一夫

その関係図面は、平成二十一年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
 境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路線名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	三郷市天神一丁目一七番一地先から同市彦川戸一丁目三二番一地先まで		一一・〇〇〇 一七・三二	三三三・〇〇	
旧			七・四五 八・六五		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸草加線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	三郷市高州二丁目四六六番一地先から同市高州二丁目四五九番一地先まで		一〇・六〇〇 一〇・六〇〇	四三・〇〇	
旧			一〇・六〇〇 一〇・六〇〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道三郷幸手自転車道線	三郷市三郷一丁目八番四地先から同市早稲田一丁目二番八地先まで	平成二十一年一月十九日	平成二十年十二月五日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十七号で告示した道路区域の供用の開始である。 延長四五〇・一〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年一月十六日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
幸手久喜線	久喜市青葉三丁目一番一地从先から同市青葉二丁目六番三地从先まで	平成二十一年一月十六日	延長九八・六五メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

本島 明和

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

二五一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南埼玉郡宮代町本田四丁目一一九
佐藤 要

一日時

平成二十一年一月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号

三 議題

埼玉県教育局教育委員会室
イ 21世紀いきいきハイスクール推進計画(後期)について
ロ その他

埼玉県教委告示第二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

埼玉県選管告示第一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年一月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 許可番号
平成二十一年十二月十九日
指令杉整第二〇〇一三九〇号
- 二 検査済証番号
平成二十一年一月八日
杉整第一四五一一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡栗橋町大字佐間字陣屋一三
四一一、一三五一一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡栗橋町大字佐間一三五

- 一 許可番号
平成二十一年十二月二十一日
指令杉整第二〇〇一〇九〇号
- 二 検査済証番号
平成二十一年一月九日
杉整第一四五六一一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡宮代町字東五二五一一、五

- 一 日時 平成二十一年一月二十日 午後二時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について
ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 ○四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉選挙管理委員会 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六二―二九〇二(代表)